

答 申 第 1 4 5 号
(諮 問 第 1 4 5 号)

令和 8 年（2026 年） 6 月 8 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 6 年（2024 年）10 月 2 日付け鎌総第 1810 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和6年（2024年）3月15日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置負担金について『下記について、公開請求する。』1、神奈川県 30.0% 藤沢市 27.5% 鎌倉市 27.5% JR 15.0%の負担金額になった理由が分かる文書」のうち、「JR 15.0%の負担金額になった理由が分かる文書」について、実施機関鎌倉市長が令和6年（2024年）3月27日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和6年（2024年）3月15日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置負担金について『下記について、公開請求する。』1、神奈川県 30.0% 藤沢市 27.5% 鎌倉市 27.5% JR 15.0%の負担金額になった理由が分かる文書」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、請求された文書のうち、「JR 15.0%の負担金額になった理由が分かる文書」について、令和6年（2024年）3月27日付け鎌倉市指令深地第21号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和6年（2024年）5月1日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和6年（2024年）5月1日付けで提出した審査

請求書、同年6月28日付けで提出した反論書及び同年8月21日付けで提出した再反論書を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア JR東日本（株）は、民間会社であり、何らかの文書または3県市打合せ会議で発言していると推定する。

イ 東海道本線の新駅設置に関する要望書を神奈川県知事がJRに対し、要望書を提出している。

ウ 鎌倉市情報公開条例第1条では、「この条例は、地方自治の本旨に即した市政を運営する上において、市民に対し、知る権利を保障し、かつ、説明責任を果たすことの重要性にかんがみ、行政文書の公開に関し必要な事項を定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政の透明性を向上させ、市民参加の下における公正で民主的な市政を推進することを目的とする。」とあることから、審査の上、見直されるべきである。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

実施機関が令和6年（2024年）6月14日付けで提出した弁明書、同年8月9日付けで提出した再弁明書及び令和8年（2026年）3月18日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が本件処分を行った根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 請求内容に合致する文書が存在しなかったことから、行政文書不存在決定処分を行ったものであり、本件処分は妥当である。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び再反論書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件請求等について

本件請求対象文書は、「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置負担金について『下記について、公開請求する。』1、神奈川県30.0% 藤沢市27.5% 鎌倉市27.5% JR15.0%の負担金額になった理由が分かる文書」のうち、「JR15.0%の負担金額になっ

た理由が分かる文書」(以下「本件請求対象文書」という。)である。

実施機関は、本件請求に対し、本件請求時点において対象文書が存在しないとして本件処分を行った。

審査請求人は、本件処分は不当であると主張するため、実施機関が行った本件処分に関し、実施機関の判断の妥当性について、以下、検討する。

審査請求人は、本件請求の趣旨に合致する文書が公開されていないとして、本件処分は不当であると主張する。

そこで、実施機関が行った本件処分における、実施機関の判断の妥当性について、以下、検討する。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 審査請求人は、平成 31 年（2019 年）1 月 18 付け「東海道本線の新駅設置に関する要望書」（以下「本件要望書」という。）で神奈川県、藤沢市及び鎌倉市が東海道本線の大船駅・藤沢駅間に村岡新駅（仮称）の設置の実現に向けて「村岡新駅（仮称）設置協議会」を設立し、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」という。）に対して「戦略的新駅として、新駅整備費用の一部を負担すること。」を要望していること、並びに令和 3 年（2021 年）2 月 8 日付け神奈川県、藤沢市、鎌倉市及び JR 東日本が締結した「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置に関する覚書」（以下「本件覚書」という。）第 4 条において神奈川県、藤沢市、鎌倉市及び JR 東日本の間で新駅整備の詳細設計及び工事の施行等に要する費用の負担割合を定めていることを指摘した上で、JR 東日本の負担割合について、何らかの会議等で発言しており、当該発言を記録した文書が存在するはずであると主張する。

イ 当審査会が職権で調査したところ、本件要望書においては、審査請求人が主張するとおり、要望事項として「戦略的新駅として、新駅整備費用の一部を負担すること。」の記載を確認したが、JR 東日本の負担割合についての記載は認められなかった。

また、本件覚書第 4 条において、JR 東日本は新駅整備の詳細設計及び工事の施行等に要する費用の 15.0%を負担することを定めていることが確認された。

ウ 当審査会が実施機関に確認したところによれば、本件請求は「JR 15.0%の負担金額になった理由が分かる文書」とあるこ

とから、その理由について記載のある文書が対象であり、負担割合のみが記載記載された覚書については本件請求対象文書ではないと判断し、また本件請求内容に該当する文書は存在しなかったことから、本件処分を行ったとのことであった。

なお、当審査会が実施機関に確認したところによれば、保存文書台帳、文書管理システム内の文書及び庁内の共有ドライブの文書並びに廃棄文書目録を確認したものの、請求対象に合致する文書は存在しなかったとのことであった。

エ これら実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、本件請求の趣旨に合致する文書が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠も認められない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日			内 容
R	6 /	3 / 1 5	行政文書公開請求書が提出される
		3 / 2 7	行政文書不存在決定通知書
		5 / 1	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
		6 / 1 4	処分庁が審査庁に弁明書を提出
		6 / 2 8	審査請求人が審査庁に反論書を提出
		8 / 9	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
		8 / 2 1	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
		1 0 / 2	審査会に諮問
	8 /	2 / 2 0	第 175 回審査会で審議
		3 / 1 8	第 176 回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
		4 / 1 3	第 177 回審査会で審議
		5 / 1 5	第 178 回審査会で審議
		6 / 8	答申（答申第 145 号）